

業務委託契約における最低制限価格設定の運用基準

川崎市病院局契約規程第15条の規定に基づく最低制限価格の設定は、著しい低価格により契約した場合に業務の適正な履行が確保されないおそれがある等、特に必要と認める場合に限って設定することとし、具体的には人件費や法令等に定められた経費の占める割合が高い業務を対象に、3分の2の下らない範囲内で定めるものとする。

2 対象となる業務

- (1) 労働集約的な業務に関する請負契約で人件費の占める割合が高いもの
(例：院内警備業務委託、医事業務委託など)
- (2) 法令等により定められた経費の占める割合が高いもの
(例：一般廃棄物収集運搬処理業務委託など)
- (3) その他特に必要と認めるもの

3 設定方法

財政局契約課で制定している「業務委託契約における最低制限価格設定についての取扱い」においては、最低制限価格は予定価格の85%から3分の2の範囲内で設定することとし、設定にあたっては、積算内訳に基づき人件費、法定費用等を考慮のうえ、算出することとされている。

4 設定価格の秘密の保持

予定価格と同じく最低制限価格についても秘密の保持に努めるものとする。

5 最低制限価格設定に関する決裁

この取扱いに基づき最低制限価格を設定する場合は契約執行伺にその旨を記載し、決裁を受けるものとする。

6 周知方法

最低制限価格を設定した場合は、一般競争入札においては公告、指名競争入札においては指名通知書にその旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

7 入札の取扱い

最低制限価格未満の入札価格については、川崎市病院局競争入札参加者心得に基づきこれを「無効」とする。

8 WTO・随意契約への最低制限価格適用

最低制限価格は「WTO」対象契約及び「随意契約」には適用できない。

附 則

この取扱いは、平成19年1月1日から施行する。